

○玖珠町生活安全条例

平成 12 年 3 月 24 日
玖珠町条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、町民生活に係る安全意識の高揚を図り、町民の自主的な安全活動を推進することにより、安心して生活できる環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民とは、町内に住所を有する者及び滞在する者をいい、町内に所在する会社、事業所、商店その他の団体並びに土地、建物等の所有者及び管理者を含むものとする。
- (2) 生活安全とは、犯罪、事故、災害等がない安心して生活できる環境を確保することをいう。
- (3) 安全活動とは、生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害等による被害を未然に防止する活動をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、この条例の目的を達成するために、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 町民の生活に係る安全意識の高揚を図るための啓発活動
 - (2) 町民の自主的な地域安全活動の推進
 - (3) その他安全に関する必要な施策
- 2 町は、前各号に掲げる施策の実施に当たっては、関係機関、関係団体等と連絡調整を行い、連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、地域の安全活動の推進に努めるとともに、前条の規定により町が実施する施策に協力するものとする。

(生活安全推進協議会の設置)

第 5 条 町民の生活安全に関する施策について協議を行うため、玖珠町生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会は、委員 15 人以内で組織する。
- 3 協議会の委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。
 - (1) 地域の生活安全推進のために活動する団体の代表者
 - (2) 地域の生活安全に関して専門知識を有する学識経験者
 - (3) 町民の生活安全に関する行政機関の職員

(4) 前各号に掲げる者のほか町長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は再任を妨げない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。